

令和7年財政援助団体等監査結果報告書

神奈川県監査委員

本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 7 年財政援助団体等監査の結果に関する報告であり、同条第 9 項及び第 12 項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。

同条第 9 項の規定に基づき、本報告書を議会及び知事並びに関係する委員会に提出するとともに公表する。

令和 8 年 3 月 23 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	柳	下		剛
同	斉	藤	た	かみ

目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査を実施する財政援助団体等の範囲	1
第5	監査実施団体数	1
第6	監査実施期間	1
第7	監査の実施内容	2
第8	監査の結果	2
1	監査結果の概要	2
2	団体別の監査結果	3
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた団体（7団体）	3
ア	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	3
イ	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	5
ウ	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	8
エ	神奈川県道路公社	11
オ	公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター	12
カ	一般財団法人神奈川県教育福祉振興会	12
キ	神奈川県公園協会・サカタのタネ・サカタのタネGSグループ	13
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった団体（20団体）	14
ア	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団	14
イ	公益財団法人かながわ海岸美化財団	14
ウ	公益財団法人神奈川県産業振興センター	15
エ	公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター	16
オ	一般社団法人神奈川県畜産会	17
カ	神奈川県信用保証協会	17
キ	若松町1丁目地区市街地再開発組合	18
ク	公益財団法人神奈川県フィルハーモニー管弦楽団	18
ケ	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	19
コ	社会福祉法人長寿会	19
サ	学校法人東海大学	20
シ	学校法人日本医科大学	21
ス	横浜商工会議所	21
セ	神奈川県中小企業団体中央会	22
ソ	公立学校共済組合神奈川県支部	22
タ	社会福祉法人かながわ共同会	22
チ	社会福祉法人清和会	23
ツ	社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会	24
テ	株式会社アグサ	24
ト	東急コミュニティー・国際自然大学グループ	25

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

第3 監査の着眼点

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査を実施する財政援助団体等の範囲

- 1 県が補助金等の財政的援助を与えている団体
- 2 県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体
- 3 県が借入金の元金又は利子の支払を保証している団体
- 4 県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）

第5 監査実施団体数

監査を実施した財政援助団体等は27団体で、監査の実施方法別の内訳は、監査（甲）10団体、監査（乙）17団体である。

区分	実施団体数		
	監査（甲）	監査（乙）	計
	団体	団体	団体
出資団体	8	3	11
補助金等交付団体	0	10	10
指定管理者	2	4	6
計	10	17	27

(注) 1 監査（甲）は監査委員による実地調査、監査（乙）は書記（事務局職員）による実地調査を実施している。

2 複数の区分に該当する財政援助団体等は、監査の実施方法や財政的援助等の額等により、いずれかの区分に分類している。

第6 監査実施期間

令和7年11月4日から令和8年2月27日まで

第7 監査の実施内容

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る令和6年度の出納その他の事務の執行を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の出納その他の事務の執行も対象とした。

- 1 当該財政的援助等に係る事務事業の執行管理及びその会計処理の適否
- 2 当該財政的援助等の受入返還の適否
- 3 当該財政的援助等の使途の適否
- 4 その他必要と認める事項

第8 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、27団体のうち7団体において不適切事項が10件、要改善事項が3件認められた。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

【団体区分別内訳】

区 分	実 施 団体数	指 摘 事 項 が 認められた団体		内 訳			
				不 適 切 事 項		要 改 善 事 項	
		団体数	件 数	団体数	件 数	団体数	件 数
出資団体	団体 11	団体 6	件 11	団体 6	件 8	団体 2	件 3
補助金等交付 団体	10	0	0	0	0	0	0
指定管理者	6	1	2	1	2	0	0
計	27	7	13	7	10	2	3

(注) 1 複数の区分に該当する財政援助団体等は、監査の実施方法や財政的援助等の額等により、いずれかの区分に分類している。

2 不適切事項の指摘団体と要改善事項の指摘団体には、重複している団体があるため、指摘事項が認められた団体数は、内訳に記載の団体数の合計とは一致しない。

2 団体別の監査結果

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた団体（7団体）

ア 地方独立行政法人神奈川県立病院機構

(ア) 監査実施日

令和7年11月11日及び令和8年2月27日（令和7年9月24日から同月26日まで及び同月29日職員調査）

(イ) 事業の概要

神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県はaのとおり出資しており、また、令和6年度においてbからdまでの財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和6年度末現在）

資本金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
13,556,701,044	13,556,701,044	100.0

b 補助金

名 称	補 助 額
	円
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護実習受入拡充事業費補助事業）（足柄上病院）	388,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（足柄上病院）	422,000
神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金（足柄上病院）	1,027,000
感染症指定医療機関運営費補助金（足柄上病院）	4,610,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（患者受入事業）（こども医療センター）	16,144,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（日中一時支援事業）（こども医療センター）	1,920,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（こども医療センター）	1,718,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護業務等ICT導入支援事業費補助事業）（こども医療センター）	7,608,000
神奈川県協定締結医療機関施設整備費補助金（新興感染症対応力強化事業）（こども医療センター）	4,377,000
看護補助者処遇改善事業費補助金（こども医療センター）	107,000

神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（精神医療センター）	422,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助事業）（精神医療センター）	271,000
神奈川県医療提供体制設備整備費補助金（災害拠点精神科病院等設備等整備事業）（精神医療センター）	200,000
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金（がんセンター）	11,978,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（がんセンター）	1,175,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（循環器呼吸器病センター）	637,000
計	53,004,000

c 負担金

名 称	負 担 額
運営費負担金	円 11,876,908,328

d 貸付金

名称	前年度末残高	令和6年度		年度末残高
		貸付額	償還額	
	円	円	円	円
移行前地方債償還債務	8,405,677,028	0	1,111,994,795	7,293,682,233
地方独立行政法人神奈川県立病院機構貸付金	23,087,650,266	2,631,000,000	2,148,466,892	23,570,183,374
計	31,493,327,294	2,631,000,000	3,260,461,687	30,863,865,607

(エ) 監査の結果

(不適切事項)

- 1 契約事務において、令和6年度人事・給与システム用ミドルウェア保守委託契約（契約額1,068,320円）の履行確認に当たり、地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規程により必要とされる支出に係る会計伝票への履行確認した旨の記名又は押印をしていなかった。
- 2 会計事務処理において、次のとおり誤りがあった。

- (1) 神奈川県立足柄上病院2号館のアスベスト除去費用に係る資産除去債務について、除去費用に重要な見積りの変更が生じた場合には、資産除去債務及び関連する有形固定資産の帳簿価額を変更すべきところ、令和5年度以後に把握された除去費用の増額分154,615,527円については、資産除去債務及び建物の帳簿価額への追加計上を行っていなかった。
- (2) セグメント間の共通経費である業務システム用機構ネットワーク基盤の運用・保守業務委託契約に係る令和6年度の支払額15,229,126円について、各セグメントのうち神奈川県立足柄上病院など5病院への配賦に当たり、誤って令和5年度の配賦基準を用いて算定したため、神奈川県立精神医療センターなど2病院への配賦額が計63,282円過大であり、神奈川県立こども医療センターなど3病院への配賦額が計63,282円過小であった。

イ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学

(ア) 監査実施日

令和7年11月7日及び令和8年2月19日（令和7年9月22日及び同月24日から同月26日まで職員調査）

(イ) 事業の概要

保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術の教授研究等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県はaのとおり出資しており、また、令和6年度においてbの財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和6年度末現在）

資本金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
4,118,800,000	4,118,800,000	100.0

b 交付金

名 称	交 付 額
	円
標準運営費交付金	2,542,508,000
特定運営費交付金	46,229,863
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学授業料等減免費交付金	39,890,100
計	2,628,627,963

(エ) 監査の結果

(不適切事項)

支出事務において、液体窒素購入代1件、2,816円について、公立大学法

人神奈川県立保健福祉大学会計事務取扱規程で定める期限までに支払を行っていないかった。

(要改善事項)

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）では、立替払い3,810件（総額47,403,538円）において、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学会計事務取扱規程（以下「規程」という。）第19条で定める立替払いの対象について、具体的な取扱いに係る規定等の定めが不十分となっていた。

大学では、立替払いについて、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学会計規則（以下「規則」という。）第38条において、「業務上やむを得ない場合においては、別に定めるところにより、立替払いをすることができる」とし、これを受けて規程第19条第1項では、人件費、謝礼金など立替払いの対象外とする経費を同項第1号から第3号まで定めた上で、「規則第38条による立替払いは、業務に必要不可欠な経費であり、その金額の総額が10万円未満の経費を対象とする。」と定めており、規程第19条は、上位の規定である規則第38条よりも幅広い運用が可能となる規定となっている。

また、大学による立替払いに係る支払手続については、規程第19条第5項において、「大学の会計責任者は、同条第1項の規定により立て替えた経費の請求を受けた場合において、当該支払の内容が業務に必要不可欠と認められず、法人の負担すべき経費でないと判断した場合は、当該経費について支払をしてはならない」としており、さらに、同条第6項において、「立替払いの具体的な取扱いについては別に定める。」とし、これを受けて、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学立替払事務細則（以下「細則」という。）が定められている。そして、細則では、第2条において立替払いの定義、第6条で立替払いの請求方法、第7条で請求時に必要な書類について定め、第8条においては、「この細則に定めるもののほか、立替払いに関して必要な事項は、別に定める。」としているが、当規定を受けて定められた規定等はない状況である。

令和6年度の事務の執行を対象とした財務監査において、大学の立替払いについて調査したところ、立替払いによる支出が3,810件（総額47,403,538円）あり、教員の教育、研究のために必要な物品の購入等を主として日常的に立替払いが行われている状況が認められた。

このことについて、大学は、裁量労働制である教員は、勤務時間及び勤務場所の制約が少ない勤務体系となっており、長期間に渡る出張等も多い状況から、大学に出勤した上で物品購入等の執行手続をとることは、教員の負担の増加等に繋がり、教育、研究を遂行する上で問題となることから、令和3年度に規定等を改正し、立替払いの対象を広げたためとしている。

また、文部科学省では、国立大学法人等に対して発出した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について（平成29年3月24日事務連絡）」（以下「国立大学事務連絡」という。）を受けた形で「公立大学法人及び公立大学における研究費の管理・使用について（平成29年5月10日事務連絡）」（以下、国立大学事務連絡と合わせて「両事務連絡」という。）を公立大学法人財務担当者に対し発出しており、立替払いの限度額等を示した国立大学事務連絡を参考としつつ、研究者等の負担軽減や研究支援業務の効率化により研究支援体制の更なる充実に努めることや、研究者等からの問合せ等に関しては取扱いの根拠法令やルール等を明らかにした対応をすることなどを求めている。

以上を踏まえ、立替払いに関する大学の規定等整備状況及び運用状況を確認したところ、次のとおりの事態が生じていた。

- ・ 規則第38条では、「業務上やむを得ない場合」において立替払いをすることができるとしているにもかかわらず、規程第19条では、人件費など立替払いの対象外となる経費を除き、業務に必要不可欠で金額の総額が10万円未満の経費であれば立替払いを可能としており、上位の規定よりも幅広い運用を認めていた。
- ・ 細則第8条において、「この細則に定めるもののほか、立替払いに関して必要な事項は、別に定める。」としているが、当規定を受けた定めは整備されていない。
- ・ 教員が発注し大学が業者等へ支払いを行うケースについても立替払いに準ずるものとして、規定等の定めがないまま、大学内の運用として認めていた。

これらのことについて、大学は、

- ・ 立替払いの対象範囲を規程改正前の限定的な取扱いに戻すことは、教員の負担の増加に繋がり、教育、研究の遂行上の問題となるため、現状の運用は、規則第38条で定める「業務上やむを得ない場合」に当たると解釈している。
- ・ 細則第8条を受けて定められた規定等はないが、立替払いの対象については、規程第19条第1項第1号から第3号を除く他に、過去の事例等を参照して適否を判断している。
- ・ 教員が発注し大学が業者等へ支払いを行うことは、支払において、大学が教員の支払を代行するものであることから、立替払いの運用の一類型として規程第19条及び細則が適用されると解釈している。

としている。

しかしながら、立替払いは、規則第34条に定める「出納責任者による支払」の例外的な取扱いであるため、規則の定めるところにより厳格に取り扱う必要があり、また、大学は、地方独立行政法人という公共的性格を有

しており、対外的に透明性のある事務執行を確保する必要があると認められる。

したがって、文部科学省の両事務連絡の趣旨も踏まえた教員への負担軽減に配慮するとともに、大学は、地方独立行政法人としての適切な事務執行が確保されるよう次のとおり改善する必要がある。

- 1 規程第19条において、規則第38条に定める「業務上やむを得ない場合」に立替払いができることを規定上、明確化すること。
- 2 細則第8条の規定に則り、立替払いに関する必要な事項を定めるとともに、マニュアル等により教員等からの問合せ等に対応すること。
- 3 教員の教育、研究のために必要な物品購入等の発注等の事務手続に係る定めを整備すること。

ウ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

(7) 監査実施日

令和7年11月17日及び令和8年2月19日（令和7年10月8日から同月10日まで職員調査）

(イ) 事業の概要

産業技術その他の科学技術に関する研究開発、技術支援及び人材育成等を行っている。

(ロ) 監査の対象

県はaのとおり出資しており、また、令和6年度においてbの財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和6年度末現在）

資本金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
9,080,132,000	9,080,132,000	100.0

b 交付金

名 称	交 付 額
	円
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所運営費交付金	3,025,892,526

(エ) 監査の結果

(不適切事項)

契約事務において、産業廃棄物処分委託契約（単価契約、契約額（廃油・特管廃油5,000円/kgほか））について、業者から提示された見積書に基づき合意した契約内容と異なる産業廃棄物の種類、処分単価を契約書に記載していた。

(要改善事項)

- 1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「研究所」と

いう。)の機械警備業務委託契約について、耐用年数を踏まえた長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格が200万円を超えないことから、随意契約を行っていた。

研究所は、海老名本部施設の安全管理を円滑に行うため、火災、盗難、各設備警報、不法侵入その他の不法行為の事故の発生を警報機器等により警戒し、防止することを目的として、時間外、休日等における機械警備業務を外部事業者へ委託して実施している。

機械警備業務の実施に当たってはセンサーなど一定の設備の設置が必要であり、設備投資の回収期間を要することになるため、商習慣として複数年にわたる契約を締結することが通常であることに加え、令和4年に制定された地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所長期継続契約事務取扱基準(以下「取扱基準」という。)の規定により、機械警備業務に関する契約は長期継続契約を締結することができるものとされているが、取扱基準の制定後においても研究所は特段の理由なく単年度契約の締結を繰り返しており、令和6年度においては予定価格が200万円を超えないことから、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程に基づき、見積合せによる随意契約(契約額950,400円)を行っている。

しかしながら、令和6年度の業務実施に向けた受注者の選定において、研究所が事業者2者に対して見積書の提出を依頼したところ、そのうち1者が単年度契約では受注が困難であることなどを理由として見積書提出を辞退し、見積書を提出した1者との間で契約を締結することとなり、競争性が発揮されていない事態が生じていた。

一方、本件機械警備業務委託契約について、税法上の耐用年数を踏まえた長期継続契約に移行すれば、商習慣に即した発注となるだけでなく、令和6年度の契約における予定価格から判断すると、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等がより一層確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。また、機械警備業務委託契約については、県機関に対する過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められているところである。

したがって、海老名本部の機械警備業務委託契約について、契約の競争性、透明性等をより一層確保するとともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

2 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「研究所」と

いう。)が、県からの運営費交付金を財源として、自らが作成した財務諸表に対する意見等を表明することなどを目的に、任意で監査法人に委嘱している監査(以下「本件財務諸表等監査」という。)について、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第35条第1項の規定に基づく会計監査人の監査(以下「法定の会計監査人監査」という。)に準じたものとして実施されているのに、監査法人による監査報告を一般の閲覧に供しておらず、また、監査法人の選定過程に第三者性を介在させていなかった。

地方独立行政法人(以下「地独」という。)のうち、資本金の額が100億円以上であることなど一定の基準に達しているものは、法第35条第1項の規定により、法定の会計監査人監査を受けることが義務付けられている。

研究所の経営規模はこれらの基準に達していないが、平成29年4月の設立以来、研究所は、法第35条第1項に定める監査に準じ、自らが作成した財務諸表等に対して意見等を表明させることなどを目的として、任意の財務諸表等監査を監査法人に委嘱しており、令和6年度の支払額は15,829,000円となっている。

法定の会計監査人監査は、住民その他の利害関係者の地独の状況に関する判断を誤らせないようにすること及び地独が行う業務の実績に関する適切な事後評価を行うこと的前提となる財務諸表の信頼性、すなわち、地独が作成した財務諸表が、地独の財政状態、運営状況等に関する真実の情報を正しく表示していることを担保するものであるとされている。そして、法第34条第3項の規定により、地独は、財務諸表等及び会計監査人の意見が付された監査報告を一般の閲覧に供しなければならないとされている。また、法第36条の規定により、地独とは別人格である地独の設立団体の長が会計監査人を選任することとされているが、これは、会計監査人が財務諸表の信頼性を担保する前提となる監査の独立性や客観性の確保に資するものであると考えられる。

一方、本件財務諸表等監査は、法定の会計監査人監査に準じたものとして実施されているのに、監査法人の意見が付された監査報告は一般の閲覧には供されていなかった。また、監査法人の選定については、法定の会計監査人監査においては設立団体の長により選任されることに対して、法人設立前に県の法人設立準備室がプロポーザル方式により選定した者との間で、毎年度、理事の決裁により一者随意契約を行っていた。これらの理由について、研究所は、本件財務諸表等監査は法定の会計監査人監査に準じたものであり、法の規定が直接適用されるものではないことなどによるとしている。

住民等が地独の状況に関する判断を誤ることがないようにしたり、地独が行う業務実績を適切に事後評価したりするためには、財務諸表が信頼に足るものであることが重要であるため、法による義務付けの基準に

は至っていないものの、これらの基準に近い経営規模を有する研究所が自らの判断で法定の会計監査人の監査に準じた監査を受けることは一定の意義を有するものである。

しかしながら、本件財務諸表等監査においては、監査報告を一般の閲覧に供しておらず、監査法人の意見表明は一部の利害関係者のみが知るところに留まっているため、住民その他の利害関係者の判断に資するために監査法人の監査により適正と保証された財務情報を提供するとの観点からは、監査の効果が十分に発揮される形とはなっていない。また、監査法人の選定に当たっては、毎年度、理事の決裁により一者随意契約を締結しており、監査を受ける立場である研究所の理事が監査法人を選定している形となっているため、監査法人の選定過程に第三者性を介在させることにより、財務諸表の信頼性の担保の前提となる監査の独立性や客観性を向上させることにより、監査の効果をより一層発揮させることが求められる。

したがって、研究所は、本件財務諸表等監査の効果をより一層発揮させるため、次のとおり改善する必要がある。

- 1 監査報告を一般の閲覧に供すること。
- 2 法定の会計監査人監査や会社法第344条の規定による株式会社における会計監査人の選任手続を参考とするなどして、監査法人の選定過程に第三者性を介在させること。

エ 神奈川県道路公社

(ア) 監査実施日

令和7年11月4日（令和7年9月29日及び同月30日職員調査）

(イ) 事業の概要

神奈川県のある区域その周辺の地域において、通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っている。

(ロ) 監査の対象

県は次のとおり出資しているため、令和6年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資（令和6年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
10,781,000,000	10,781,000,000	100.0

(ハ) 監査の結果

(不適切事項)

契約事務において、首都高ドライブマップへの広告掲載契約（契約額1,650,000円）の締結に当たり、神奈川県道路公社会計規程に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を

省略していた。

オ 公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター

(ア) 監査実施日

令和8年2月4日（令和7年10月22日職員調査）

(イ) 事業の概要

生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導、生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県はaのとおり出資しており、また、令和6年度においてbの財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和6年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
15,048,000	6,000,000	39.8

b 補助金

名 称	補 助 額
	円
公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター運営費補助金	28,168,000
生活衛生営業振興事業費補助金	12,401,000
計	40,569,000

(エ) 監査の結果

(不適切事項)

会計事務処理において、令和7年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給見込額3,274,012円のうち令和6年度の負担に属する2,182,673円について、当期の費用としての賞与引当金への繰入れ及び当期末の負債としての賞与引当金の計上を行っていなかった。

カ 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会

(ア) 監査実施日

令和8年1月22日（令和7年10月23日職員調査）

(イ) 事業の概要

神奈川県内の市町村立小中学校等の教職員等の相互扶助及び福利厚生 of 増進、県民の教育、文化及びスポーツ活動等の振興等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は次のとおり出資しているため、令和6年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資（令和6年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円 200,000,000	円 50,000,000	% 25.0

(エ) 監査の結果

(不適切事項)

契約事務において、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会移転業務委託（契約額1,471,545円）について、競争的手続の対象外として一般財団法人神奈川県教育福祉振興会財務会計規程に定められている契約に該当するとは認められないにもかかわらず、競争的手続を行わないまま特定の者と一者随意契約を締結していた。

キ 神奈川県公園協会・サカタのタネ・サカタのタネGSグループ

(ア) 監査実施日

令和8年2月18日（令和7年11月6日及び同月7日職員調査）

(イ) 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立相模原公園の管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立相模原公園	円
	指定管理料 265,555,000
	利用料金収入等 22,496,776

(エ) 監査の結果

(不適切事項)

指定管理者事務において、次のとおり誤りがあった。

- 1 指定管理者が業務を第三者に委託した植物の配植、管理業務委託契約（単価契約、支払額13,435,343円）について、当該第三者が、さらに他の第三者に業務の一部を委託する場合は、相模原公園の管理に関する基本協定書に基づき、あらかじめ県の承認を得るべきところ、これを行っていなかった。
- 2 グリーンハウス館長及び公園の副園長業務委託契約ほか1件（単価契約、支払額計17,535,166円）について、相模原公園の管理に関する基本協定書に基づき、業務委託実績報告書に業務の実績を記載すべきところ、これを行っていなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった団体（20団体）

ア 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

(ア) 監査実施日

令和7年11月21日（令和7年10月7日から同月10日まで職員調査）

(イ) 事業の概要

厚木看護専門学校を設置経営、社会福祉施設の診療業務の受託等を行うとともに、指定管理者として、神奈川県総合リハビリテーションセンターの管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県はaのとおり出資しており、また、令和6年度においてb及びcの財政的援助を行うとともにdの施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和6年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
27,000,000	10,000,000	37.0

b 補助金

名 称	補 助 額
	円
厚木看護専門学校運営費補助金	160,122,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）	277,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（院内保育事業運営費補助事業）	3,865,000
計	164,264,000

c 交付金

名 称	交 付 額
	円
神奈川県筋電義手バンク交付金	23,339,797

d 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
神奈川県総合リハビリテーションセンター	指定管理料 2,643,590,000
	利用料金収入等 4,815,610,923

イ 公益財団法人かながわ海岸美化財団

(ア) 監査実施日

令和7年11月4日（令和7年9月29日職員調査）

(イ) 事業の概要

横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの自然海岸、河川河口部及び海岸砂防林の清掃、海岸美化に関する啓発等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は a のとおり出資しており、また、令和 6 年度において b の財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和 6 年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
1,789,278,035	1,400,000,000	78.2

b 負担金

名 称	負 担 額
	円
神奈川県海岸漂着物等対策推進事業負担金（通常清掃費）	131,052,000
神奈川県海岸漂着物等対策推進事業負担金（緊急清掃費）	22,250,000
計	153,302,000

ウ 公益財団法人神奈川産業振興センター

(ア) 監査実施日

令和 7 年 11 月 6 日（令和 7 年 9 月 19 日、同月 24 日及び同月 25 日職員調査）

(イ) 事業の概要

中小企業者等の経営に関する相談及び助言に関する事業、神奈川県内産業に関する情報の収集、分析及び提供等に関する事業等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は a のとおり出資しており、また、令和 6 年度において b から e の財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和 6 年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
300,000,000	300,000,000	100.0

b 補助金

名 称	補 助 額
	円
神奈川産業振興センター事業費補助金	402,895,182
神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助金	96,980,084
中小企業制度融資事業費補助金	758,886,750
小規模企業者等設備貸与事業費補助金	13,913,000
小規模企業者等設備貸与事業費利子補助金	1,039
神奈川産業振興センター事業費補助金（フォローアップ）	4,589,970
神奈川産業振興センター事業費補助金（未病）	13,536,258

神奈川産業振興センター事業費補助金（小規模事業者デジタル化支援）	6,094,772
神奈川産業振興センター中小企業脱炭素相談支援事業費補助金	11,287,522
計	1,308,184,577

c 負担金

名 称	負 担 額
	円
神奈川中小企業センタービル修繕費用に係る神奈川県分負担金	2,571,755
神奈川中小企業センタービル長期修繕工事費用に係る神奈川県分負担金	68,042,205
計	70,613,960

d 貸付金

名称	前年度末残高	令和6年度		年度末残高
		貸付額	償還額	
	円	円	円	円
小規模企業者等設備貸与事業	1,750,975,428	664,802,000	411,696,894	2,004,080,534

e 損失補償

名 称	補償限度額
	円
小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償	502,988,000
県融資制度支援事業に係る損失補償	99,799,000,000
計	100,301,988,000

エ 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター

(ア) 監査実施日

令和7年11月6日（令和7年9月19日職員調査）

(イ) 事業の概要

暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動、不当な行為についての相談事業等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県はaのとおり出資しており、また、令和6年度においてbの財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和6年度末現在）

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
500,000,000	250,000,000	50.0

b 補助金

名 称	補 助 額
	円
公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター補助金	14,322,000

オ 一般社団法人神奈川県畜産会

(ア) 監査実施日

令和8年1月26日（令和7年10月24日職員調査）

(イ) 事業の概要

畜産の経営及び技術の改善指導、畜産及び家畜衛生に関する調査並びに研究等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県はaのとおり出資しており、また、令和6年度においてbの財政的援助を行っているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 出資（令和6年度末現在）

出資金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
218,610,000	68,125,000	31.1

b 補助金

名 称	補 助 額
	円
畜産環境機械整備事業補助金	147,391
鶏卵価格安定基金制度活用支援事業補助金	3,444,000
畜産振興総合対策事業補助金	2,978,000
計	6,569,391

カ 神奈川県信用保証協会

(ア) 監査実施日

令和7年11月11日（令和7年10月21日職員調査）

(イ) 事業の概要

中小企業者等が銀行及びその他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
	円
信用保証事業費補助金	2,100,057,583

キ 若松町1丁目地区市街地再開発組合

(ア) 監査実施日

令和7年12月17日（令和7年10月20日職員調査）

(イ) 事業の概要

若松町1丁目地区において、建築物、建築敷地及び公共施設の整備に関する事業等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
	円
都市再開発事業補助金（令和5年度若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業）	33,640,000
都市再開発事業補助金（令和6年度若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業）	782,690,000
計	816,330,000

ク 公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団

(ア) 監査実施日

令和7年12月12日（令和7年10月27日及び同月28日職員調査）

(イ) 事業の概要

交響管弦楽により県民の情操を豊かにするとともに、音楽芸術の普及向上を図り、特に音楽を通じて青少年の健全育成に寄与することを目的とし、そのための事業を行うとともに、指定管理者として、神奈川県立かながわアートホールの管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度においてa及びbの財政的援助を行うとともにcの施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 補助金

名 称	補 助 額
	円
神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助金	232,900,000

b 負担金

名 称	負 担 額
	円
神奈川フィルハーモニー管弦楽団2024年度特別演奏会「第19回フレッシュ・コンサート」開催に係る負担金	1,000,000

c 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立かながわアートホール	円
	指定管理料 104,382,000
	利用料金収入等 24,723,384

※ 株式会社横浜アーティストとグループを組み、「公益財団法人神奈川県フィルハーモニー管弦楽団グループ」として管理業務を行っており、上記指定管理料等は、指定管理者全体の収入である。

ケ 公益財団法人神奈川県スポーツ協会

(ア) 監査実施日

令和8年1月16日（令和7年10月22日職員調査）

(イ) 事業の概要

競技スポーツ、生涯スポーツ、青少年スポーツ及びスポーツ医科学の普及並びに振興等を行うとともに、指定管理者として、神奈川県立スポーツ会館の管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度においてaの財政的援助を行うとともにbの施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 負担金

名 称	負 担 額
	円
国民スポーツ大会等関連事業負担金	290,908,000

b 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立スポーツ会館	円
	指定管理料 18,437,000
	利用料金収入等 3,769,186

コ 社会福祉法人長寿会

(ア) 監査実施日

令和8年2月24日（令和7年10月17日職員調査）

(イ) 事業の概要

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の経営を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度においてa及びbの財政的援助を行っているため、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 補助金

名 称	補 助 額
	円
軽費老人ホームサービス提供費補助金	65,642,620

神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金（施設開設準備経費等支援事業）	27,760,000
民間老人福祉施設運営費補助金	6,463,512
神奈川県介護保険事業費補助金（新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業）	1,665,000
計	101,531,132

b 交付金

名 称	交 付 額
	円
神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金	1,168,546

サ 学校法人東海大学

(ア) 監査実施日

令和7年12月16日（令和7年11月5日職員調査）

(イ) 事業の概要

ヒューマニズムと科学の調和を図り、新しい医療体制の確立を目指した病院の経営を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
	円
神奈川県救急医療対策事業運営費補助金（救命救急センター運営事業）	28,798,000
神奈川県救急医療対策事業運営費補助金（ドクターヘリ導入促進事業）	305,823,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金（患者受入事業）	47,732,000
神奈川県医療施設等設備整備費補助金（死亡時画像診断システム等施設整備事業）	5,280,000
重症難病患者入院施設確保事業補助金（難病治療研究センター運営費）	4,185,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）	1,820,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（院内保育事業運営費補助事業）	2,319,000
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	5,528,000
神奈川県医療提供体制設備整備費補助金（災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業）	94,000

神奈川県災害時医療救護体制活動費補助金	238,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（地域医療勤務環境改善体制整備特別事業）	11,576,000
計	413,393,000

シ 学校法人日本医科大学

(7) 監査実施日

令和8年2月3日（令和7年10月20日職員調査）

(イ) 事業の概要

周産期・小児・救急・周術期の医療を重点化し、安全で質の高い医療の提供を目指した病院の経営を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
	円
神奈川県医療提供体制設備整備費補助金（災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業）	184,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金	41,786,000
看護補助者処遇改善事業費補助金	1,020,000
神奈川県原子力災害医療施設維持管理補助金	412,170
神奈川県原子力災害拠点病院等設備整備補助金	48,862
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（院内保育事業運営費補助事業）	2,524,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）	1,497,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護実習受入拡充事業費補助事業）	1,358,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護師等養成所施設整備費補助事業）	345,152,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（地域医療勤務環境改善体制整備特別事業）	1,215,000
計	395,197,032

ス 横浜商工会議所

(7) 監査実施日

令和7年12月19日（令和7年10月31日職員調査）

(イ) 事業の概要

横浜市の区域において、商工業に関する調査及び研究、情報及び資料の収集、相談及び指導等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
	円
商工会・商工会議所地域振興事業費補助金	337,746,000

セ 神奈川県中小企業団体中央会

(ア) 監査実施日

令和7年12月19日（令和7年11月6日職員調査）

(イ) 事業の概要

中小企業団体等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、講習会、研究会及び講演会の開催等を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
	円
中小企業団体中央会補助金	259,619,000
事業協同組合物流効率化対応費補助金	48,321,000
計	307,940,000

ソ 公立学校共済組合神奈川支部

(ア) 監査実施日

令和7年11月6日（令和7年10月15日職員調査）

(イ) 事業の概要

公立学校共済組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の財政的援助を行っているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名 称	補 助 額
	円
公立学校共済組合福利厚生事業費補助金	126,075,400

タ 社会福祉法人かながわ共同会

(ア) 監査実施日

令和7年11月17日（令和7年10月2日、同月3日及び同月6日職員調査）

(イ) 事業の概要

障害者支援施設の経営、地域生活支援事業等を行うとともに、指定管理者として、津久井やまゆり園等の管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度においてa及びbの財政的援助を行うとともにcの施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

a 補助金

名 称	補 助 額
	円
県立障害福祉施設利用者移行促進事業費補助金（あいなホーム）	1,500,000
県立障害福祉施設利用者移行促進事業費補助金（つくいホーム）	1,625,000
当事者目線の障害福祉推進事業費補助金（秦野市障害者日中サービスセンター）	666,100
当事者目線の障害福祉推進事業費補助金（飯山地区日中活動支援センター）	1,791,900
計	5,583,000

b 負担金

名 称	負 担 額
	円
能登半島地震に係る神奈川DWA T派遣に係る費用負担金	69,846

c 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等	
	円	
津久井やまゆり園	指定管理料	307,154,000
	利用料金収入等	452,610,435
愛名やまゆり園	指定管理料	283,668,000
	利用料金収入等	859,390,059
厚木精華園	指定管理料	207,557,000
	利用料金収入等	600,556,883
計	指定管理料	798,379,000
	利用料金収入等	1,912,557,377

チ 社会福祉法人清和会

(ア) 監査実施日

令和7年11月7日（令和7年10月1日職員調査）

(イ) 事業の概要

指定管理者として、三浦しらとり園の管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る

出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
三浦しらとり園	指定管理料 499,000,000 利用料金収入等 679,800,770

ツ 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

(ア) 監査実施日

令和7年11月27日（令和7年10月30日職員調査）

(イ) 事業の概要

指定管理者として、神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料
	円
神奈川県聴覚障害者福祉センター	指定管理料 158,330,000

テ 株式会社アグサ

(ア) 監査実施日

令和8年1月13日（令和7年10月29日及び同月30日職員調査）

(イ) 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立足柄ふれあいの村等の管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
神奈川県立足柄ふれあいの村	指定管理料 106,997,300
	利用料金収入 14,509,660
神奈川県立21世紀の森	指定管理料 33,261,000
	利用料金収入等 82,000
計	指定管理料 140,258,300
	利用料金収入等 14,591,660

ト 東急コミュニティー・国際自然大学校グループ

(7) 監査実施日

令和7年12月17日（令和7年11月4日職員調査）

(イ) 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立愛川ふれあいの村の管理業務を行っている。

(ウ) 監査の対象

県は令和6年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等	
神奈川県立愛川ふれあいの村		円
	指定管理料	98,627,900
	利用料金収入	23,416,960